

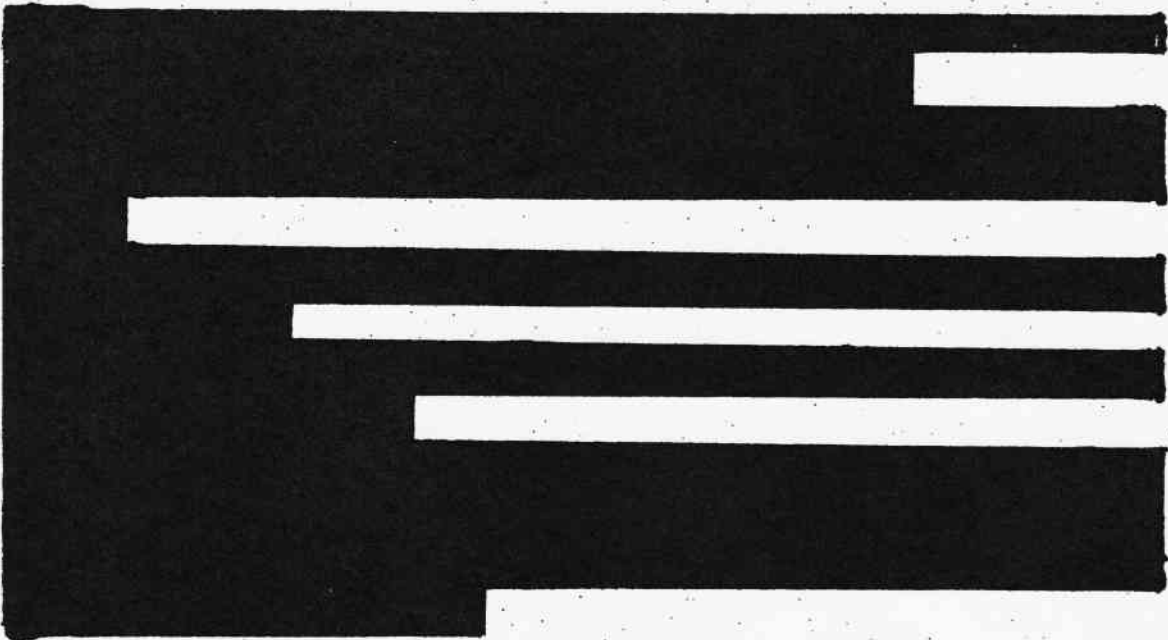
嘆願書

提出日：平成 29 年 6 月 9 日

作成者 [REDACTED]

碓氷病院 事務部長 神宮 潔 殿

リハビリテーション室職員 [REDACTED] に対し厳正な処分をお願い致します。



碓氷病院就業規則

(法令及び上司の業務の命令に従う義務)

第 4 条 職員は法第 32 条の規定によりその職を遂行するにあたって、法令、条例、規則、規定に従いかつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 5 条 職員は法第 33 条の規定により、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(懲戒)

第 38 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、法第 29 条第 1 項の規定によりこれに対して懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 法若しくは条例に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合